

家畜衛生だより

From 中央家保 豚用

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel：043-250-4141（夜間・休日対応）
Fax：043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会



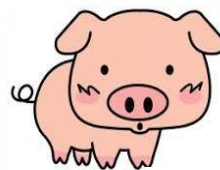
CSF（豚熱）ワクチン接種時の遵守事項について

千葉県では令和2年2月17日から県内のすべての豚・いのししにCSFワクチンを接種します。CSFワクチン接種については、様々な決まり事がありますので、特に以下の点について注意してください。

1 ワクチン接種の進め方

○対象となるのは

- ・千葉県内で飼育されている、すべての豚・いのししです（ペットや動物園等の展示動物も含まれます）。



○接種の方法

- ・家畜防疫員が、農場で「初回接種」「追加接種」します。農場の方が、自分で接種することはできません！



- ・「初回接種」時には、哺乳豚※1と出荷間近※2の豚を除き、全頭に接種します。

※1 接種を除外した哺乳豚は、母豚以外のCSFワクチン接種豚との接触を避けてください。その豚は、次に家畜防疫員が農場に入った時に接種しますので、分かるようにしておいてください。

※2 と畜場法によって、20日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等は接種しません。

- ・接種手数料は390円/頭です。 ※ただし初回接種は手数料を全額免除

○ワクチン接種効果の確認

- ・接種の約1ヵ月後と、以降6ヶ月ごとに、抗体ができているかを確認します。
- ・抗体ができていない場合は、改めてワクチンを接種します。

【異状時の早期通報と飼養衛生管理基準の徹底】

- ・発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等、異状を発見したら直ちに通報してください。
- ・CSFワクチンを接種した豚であっても、感染を防ぐためには飼養衛生管理基準を遵守することが重要です。接種後も飼養衛生管理基準に従い、「人・物・車両によるウイルスの持込み防止」「野生動物侵入防止対策」により予防対策を徹底しましょう。

2 養豚農家のみなさんをお願いしたいこと！

○飼養頭数などの事前の届出

- ・ワクチンの確保や人員を計算するため、接種の前に、家保が、飼養頭数や年間出荷計画等について確認します。飼養頭数や年間出荷計画の変更がある時は、その都度家保に届け出て下さい。

○ワクチン接種豚台帳の作成

- ・農場ごとにワクチン接種豚台帳を作成し、誕生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及びCSFワクチンの接種歴を記録してください。

○ワクチン接種豚の標識

- ・ワクチンを接種した豚の背中には、家畜防疫員が、赤かピンクのスプレーで「V」を記します。消えかかっている時には、農場でなぞって消えないようにしてください。
- ・と畜場へのお荷などでワクチン接種豚を移動させる時には、背中に「V」が書かれていなければなりません。移動直前になぞるようにしてください。

○塗装の方法

- ・「V」の字の上部を豚の頭側にして塗装します。
- ・可能な限り、左右対称な「V」としてください。

○識を付す場所（枠内）



○標識の例



3 豚等の接種区域外への移動について

○基本的な考え方

- ・ワクチンを接種し始めたら、農場から、生きた豚、採取した精液・受精卵、豚の死体、排せつ物、敷料、家畜飼養器具等は、**接種している区域内にしか**移動・流通できません。ただし、接種区域外であっても、**交差汚染対策が実施されていると畜場や化製場**であれば出荷が可能です。前もって、県が、**相手先の交差汚染対策の事前確認と、出荷時の、農場の豚に異常が無い／運搬物が漏れない／出発前の消毒徹底の確認が必要**ですから、家保に連絡して下さい。

生きた豚の接種区域外の農場への移動、精液や受精卵の非接種区域への流通はできません。排せつ物や敷料を接種区域外に移動したい場合も、**農場の豚に異常が無い／運搬物が漏れない／出発前の消毒徹底の確認が必要**ですので、家保に連絡してください。

○ワクチンを接種してない豚を導入した時

- ・ワクチン接種が必要です。家保に連絡し、接種までの間は、他の豚と隔離して、健康に異状がないか観察してください。

家畜の様子がおかしいな？と思ったら千葉県中央家畜保健衛生所まで

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090